備考　この表の中欄に掲げる教育事項のうち、同表の一の項ロ及びハ、二の項ロ及びハ、六の項ハ、七の項ロ、九の項ハ及びニ並びに十の項ロ及びハに掲げる教育事項についての運転免許取得者教育は、行わなくてもよい。

二　各々の運転免許取得者教育の課程に係る教育時間が二時間以上（前号の表の五の項の上欄に掲げる課程にあっては、三時間以上）であり、コース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間が一時間以上（同表の一の項の上欄に掲げる課程又は同表の二の項の上欄に掲げる課程（原動機付自転車に係るものを除く。）にあっては、二時間以上）であること。

三　［略］

（終了証明書の交付）

第八条　第一条第三号又は第六号に掲げる課程により行う運転免許取得者教育で法第百八条の三十二の二第一項の認定を受けたもの（以下「特定教育」という。）を行う者は、特定教育を終了した者に対し、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める書類を交付するものとする。

一　第四条第一号の表の八の項の上欄に掲げる課程を終了した者　別記様式第一号の運転免許取得者教育（更新時講習同等）終了証明書

二　第四条第一号の表の三から五までの項の上欄に掲げる課程を終了した者　別記様式第二号の運転免許取得者教育（高齢者講習同等）終了証明書

別記様式第１号（第８条関係）

第　　号

運転免許取得者教育（更新時講習同等）終了証明書

写　真	住　所
押出し スタンプ	氏　名

年　月　日生

上記の者は、　年　月　日道路交通法第108条の32の２第１項の認定を受けた同項の運転免許取得者教育の課程のうち運転免許取得者教育の認定に関する規則第４条第１号の表の八の項の上欄に掲げるものを終了した者であることを証明する。

年　月　日

所在地
名　称
管理者　　印

備考　１　写真は、終了前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。

２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

備考　この表の中欄に掲げる教育事項のうち、同表の一の項ロ及びハ、二の項ロ及びハ、五の項ハ、六の項ロ、八の項ハ及びニ並びに九の項ロ及びハに掲げる教育事項についての運転免許取得者教育は、行わなくてもよい。

二　各々の運転免許取得者教育の課程に係る教育時間が二時間以上（前号の表の三の項の上欄に掲げる課程にあっては三時間以上、同表の四の項の上欄に掲げる課程にあっては二時間三十分以上）であり、コース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間が一時間以上（同表の一の項の上欄に掲げる課程又は同表の二の項の上欄に掲げる課程（原動機付自転車に係るものを除く。）にあっては、二時間以上）であること。

三　［同上］

（終了証明書の交付）

第八条　［同上］

一　第四条第一号の表の七の項の上欄に掲げる課程を終了した者　別記様式第一号の運転免許取得者教育（更新時講習同等）終了証明書

二　第四条第一号の表の三の項又は四の項の上欄に掲げる課程を終了した者　別記様式第二号の運転免許取得者教育（高齢者講習同等）終了証明書

別記様式第１号（第８条関係）

第　　号

運転免許取得者教育（更新時講習同等）終了証明書

写　真	住　所
押出し スタンプ	氏　名

年　月　日生

上記の者は、　年　月　日道路交通法第108条の32の２第１項の認定を受けた同項の運転免許取得者教育の課程のうち運転免許取得者教育の認定に関する規則第４条第１号の表の七の項の上欄に掲げるものを終了した者であることを証明する。

年　月　日

所在地
名　称
管理者　　印

備考　１　写真は、終了前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。

２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。